

幼児教育・保育の無償化実施円滑化等事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 幼児教育・保育の無償化実施円滑化等事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助金を交付することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 知事は、認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表の第2欄に定める種目ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 市町村長は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行わなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第7条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付決定通知書（第3号様式）により、決定の変更を行った場合は、変更交付決定通知書（第4号様式）により、決定内容及びこれに付された条件を市町村長に対して速やかに通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 市町村長は、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）により、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 市町村長は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない

(申請の取り下げ)

第10条 市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金について必要があると認める場合においては、国交付要綱に基づく支払計画承認額を踏まえ、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 市町村長は、事業実績報告書（第7号様式）に関係書類を添えて、翌年度の4月10日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに、知事に提出するものとする。

(額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、補助金の額を確定し、交付額確定通知書（第8号様式）により市町村長に通知をするものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(財産の管理等)

第15条 市町村長は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 市町村長は、事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けな

いで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

市町村長は、知事が別に定める期間を経過する期間中において、処分を制限された財産を処分するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第17条 市町村長は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

第18条 市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(電子情報処理組織による申請等)

第19条 補助事業者は、第5条及び第6条の規定に基づく交付の申請、第8条に基づく事業の中止又は廃止、第9条に基づく事業遅延の届出、第10条に基づく申請の取り下げ、第12条に基づく実績報告、第16条に基づく財産処分の報告又は第18条に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告については電子情報処理組織を使用する方法（条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。）により行うことも可とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第20条 知事は第5条及び第6条の規定により行われた交付申請等に係る第7条に基づく通知、第8条及び第9条に基づく承認及び指示、第13条に基づく通知、第14条に基づく返還命令又は第16条に基づく財産処分の承認については、補助事業者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第21条 特別の事情により、第4条、第5条、第6条及び第12条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の執行後も、なおその効力を有する。

(別表)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	軽微な変更
幼児教育・保育の無償化実施円滑化等事業費補助金	幼児教育・保育の無償化実施円滑化事業	知事が認めた額	市町村における①幼児教育・保育の無償化の実施に伴う人件費等、②無償化の実施に伴うシステム改修及び③無償化の実施に伴う設備整備を行うために必要な経費 1 超過勤務手当 2 管理職員特別勤務手当 3 給料及び超過勤務手当以外の諸手当(会計年度任用職員及び臨時的任用職員(臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。)に関するものに限る。) 4 報酬 5 職員旅費 6 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費) 7 役務費(通信運搬費、広告費、手数料等) 8 共済費(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。) 9 報償費 10 委託費 11 使用料及び賃借料 12 工事請負費(システム改修等に関するものに限る。) 13 備品購入費(システム改修等に関するもの以外は取得価格 10 万円未満のものに限る。) 14 負担金(システム改修等に関する共同開発によるものに限る。)	定額	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20 %以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合